

# 信州木材認証製品センター規約

## (目的)

第 1 条 このセンターは、信州木材製品に関する情報を総合的に収集、管理し信州木材製品認証制度に関する業務を適正に実施することにより、流通の円滑化及び需用の拡大を図り、長野県の林業・木材関連産業の振興に寄与することを目的とする。

## (名称)

第 2 条 このセンターは、「信州木材認証製品センター」(以下「製品センター」という。)と称する。

## (事業)

第 3 条 製品センターは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 主としてインターネットを通じて実施する信州木材製品に係る素材、製品、住宅等の情報の収集・分析及び提供に関する事業
- (2) 主としてインターネットを通じて実施する会員に対する信州木材製品に係わる情報の提供に関する事業
- (3) 信州木材製品の認証に関する事業
- (4) 信州木材製品の普及啓蒙に関する事業
- (5) その他信州木材製品の需要拡大に関する事業
- (6) 前各号に付帯する事業

## (会員)

第 4 条 会員は製品センターの目的に賛同し、入会した者とする。

2 会員の登録は、次の種別に行うものとする。

- (1) A種 信州木材製品認証工場である者。
- (2) B種 信州木材製品の流通・販売を主たる業とする者。
- (3) C種 信州木材製品による建築設計を業とする者。
- (4) D種 信州木材製品による施設の施工を業とする者。
- (5) E種 森林所有者を含む信州木材製品の生産・販売等を主たる業とする者

3 会員の登録内容等必要な事項は別に定める。

## (準会員)

第 5 条 県外において信州木材製品の製造を行うものは準会員として入会できる。

2 準会員の登録内容等必要な事項は別に定める。

## (特別会員)

第 6 条 製品センターは主旨に賛同する団体を特別会員とすることができる。

特別会員には信州木材製品流通・情報センター(以下『情報センター』という)の設立当初の構成団体、信州木材製品認証センター(以下『認証センター』という)の解散時の構成員を含むものとする。

2 特別会員は、製品センターに拠出金を納めることができる。

(会 費)

- 第 7 条 製品センターは、第 3 条に掲げる事業を行うため、会員からその経費を会費として徴収することができる。
- 2 前項の会費の額・徴収の時期及び方法その他必要な事項は総会において定める。

(申請料、認証料、検査料及び負担金)

- 第 8 条 製品センタ - は、申請料、認証料、検査料及び負担金を徴収することができる。
- 2 前項の申請料、認証料、検査料及び負担金の額、徴収方法等必要事項は理事会において定める。

(役 員)

- 第 9 条 製品センターに次の役員をおく。
- (1) 理事 9 人以上 14 人以内
- (2) 監事 2 人
- 2 理事は会員から 5 人以上 10 人以内、特別会員から 3 人以内及び運営委員長とし、総会において選任する。
- 3 理事のうち、理事長 1 人、副理事長 若干名、専務理事 1 人をおき、理事会において選任する。
- 4 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第 10 条 理事は理事会を組織し、製品センターの業務の執行を決する。
- 2 理事長は製品センターを統括し、製品センターを代表する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代理し又は代行する。

(理事会)

- 第 11 条 理事会は必要に応じて理事長が招集する。
- 2 理事会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 3 理事会は、理事長が議長となり、次の事項を審議し決する。
- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 会員の加入又は脱退に関する事項。
- (3) 会費、申請料、認証料、検査料及び出荷負担金に関する事項。
- (4) 運営委員会の報告及び審査委員会の意見等があった事項。
- (5) その他業務の執行に関する事で、理事会が必要と認める事項。

(運営委員会)

- 第 12 条 製品センターの運営に必要な、インターネットにより提供する情報等の事項を審議するため、運営委員会をおく。
- 2 運営委員は、A 種から E 種までの会員の各種別ごと 3 名以内と特別委員 3 名とで構成し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 運営委員の長は、運営委員の互選により決する。
- 4 運営委員の長は、理事長から諮問のあった場合その他必要の都度運営委員会を招集し、審議の結果を役員会に報告する。
- 5 運営委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員のために補選された役員の任期は、前任者の残任

期間とする。

( 審査委員会 )

- 第 1 3 条 製品センターは第 3 条の ( 3 ) に掲げる事業を行うため、信州木材製品認証審査委員会 ( 以下「審査委員会」という。 ) を設置する。
- 2 審査委員会の委員は、10 名以内として理事長が委嘱する。
  - 3 審査委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

( 総 会 )

- 第 1 4 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に、臨時総会は必要があるとき、理事会の同意を得て理事長が招集する。
  - 3 総会は会員のほか、準会員、特別会員も出席できることとする。
  - 4 総会の議長は理事長がこれにあたるものとする。
  - 5 総会の議事は、会員の過半数以上が出席し、その過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員に表決を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。
  - 7 総会においては、次の事項を審議し決する。
    - ( 1 ) 事業報告及び収支決済の承認。
    - ( 2 ) 事業計画及び収支予算の決定。
    - ( 3 ) 役員を選任。
    - ( 4 ) 規約の決定及び変更。
    - ( 5 ) その他理事会において必要と認める事項。

( 事務局 )

- 第 1 5 条 製品センターに事務局をおく。
- 2 製品センターの事務所は、長野市岡田町 30 番地 16 長野県林業センター内におく。
  - 3 事務局には事務局長、書記をおき、理事長が委嘱する。
  - 4 事務局は理事長が定めた情報センターの事務を処理する。

( 事業年度 )

- 第 1 6 条 製品センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

( その他 )

- 第 1 7 条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は平成 16 年 5 月 19 日から施行する。  
一部改正 平成 18 年 5 月 19 日

( 参 考 ) 統合した規約 ○信州木材製品流通・情報センター規約 (平成 14 年 3 月 25 日 施行)  
○信州木材製品認証センター規約 (平成 5 年 9 月 6 日 施行)